

章	節	該当項目(項目タイトル)	内容	機関名	回答
第1章(総則)	第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務	第5 指定公共機関	下記の追記を願います。 表記:東京ガスグループ 機関等:東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
全体			下記の修正を願います。 東京ガス ⇒東京ガスグループ	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
第1章(総則)第5節	第2節災害に強いまちづくり	第2 基本目標 災害予防計画	下記の追加を願います。 ●災害発生後の都市機能を維持するために、自立・分散型電源などのエネルギーを確保する。	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
第1章(総則)第5節	第5節公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備	第2 基本目標 災害予防計画	下記の追加を願います。 ●公共施設や避難施設の機能を維持するために、エネルギーの自立化・多重化の整備を推進する。●災害時に非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池等の導入を推進する。	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
第1章(総則)	第6節 減災目標	【減災目標】減災目標3	下記の削除を願います。 【削除】・電力 7日 ・通信 14日 ・上水道 30日 ・下水道 30日・ガス 30日	東京ガス株式会社	東京都地域防災計画においても、当該箇所が削除されていたため、ご意見のとおり修正します。
第2章(予防)第3節	第3節 災害応急活動体制の整備	第7 災害応急活動体制の整備 活動拠点 防災拠点整備	下記の追加を願います。 災害対策本部の設置及び防災対策実施の拠点となる町田市庁舎、市民センター、和光大学ポブリホール鶴川(鶴川緑の交流館)、本部代替設置予定施設について、最小限必要な性能と資機材の整備を進める。 ●耐震・耐火・耐水性能 ●情報通信・処理システム、非常用自家発電装置 ●水・燃料・トイレ等の備蓄 ●燃料貯蔵設備の設置検討 (●5個目として追記) ●自立・分散型電源の活用によるエネルギーの確保	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
第2章(予防)第5節	第3節 災害応急活動体制の整備	第1 災害応急活動体制の整備 強化	下記の修正を願います。 ●非常時電源の整備 ⇒●自立・分散型電源の活用によるエネルギーの確保	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
第2章(予防)	第7節 避難体制の整備	第1 避難広場・避難施設の指定・整備	下記の修正を願います。 ●体育館等へ空調設置 ⇒●体育館等へ停電対応型空調設備の導入	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
第2章(予防)	第7節 避難体制の整備	第1 避難広場・避難施設の指定・整備	下記の追加を願います。 ●災害時に大規模停電が発生した場合でも「在宅避難」ができるよう、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、家庭燃料電池等の導入を支援する。	東京ガス株式会社	ご意見のとおり修正します。
資料編			【町田市防災会議委員名簿】 委員 東京ガス(株)神奈川導管事業部 計画推進部長 ⇒ 東京ガス(株)東京西支店 東京西支店長	東京ガス株式会社	今後の資料編の修正において、ご意見のとおり修正します。
第2章(予防)	第2節	災害に強いまちづくり	第3章第4節災害時の広報、第16節ライフライン・都市公共施設の応急対策では、電気による二次災害とは復旧送電後の通電火災を指していると思われるが本節の二次災害は停電の意味合いでよろしいでしょうか?(二次災害の整合性の確認)	東京電力パワーグリッド株式会社	ご意見いただいた通り、広域停電の内容となります。「二次災害(広域停電等)」という記載に、修正させていただきます。
第2章(予防)	第7節	避難体制の整備	避難所に避難の方や情報収集にくる市民の中には携帯の充電に苦慮することが想定される。 本項目の「被災者による情報の入手に資する機器の整備」にポータブル蓄電池などが含まれているのが望ましい (自機関ではないので参考までに)	東京電力パワーグリッド株式会社	ポータブル蓄電池含む電源等の確保につきましては、今後研究してまいります。
第1章(総則)	第2節	第4 指定地方行政機関	東京管区気象台 ②気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災基本情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ⇒②気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災 気象 情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (誤記の修正)	東京管区気象台	ご意見のとおり修正します。

第4章(風水害)	第1節	6 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の対応	(2) 都内において、竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達 ⇒(2) 都内に 竜巻注意情報が発表された際の 情報伝達 (記述内容に対応した標題の適正化(東京都地域防災計画の表記とも整合))	東京管区気象台	ご意見のとおり修正します。
第4章(風水害)	第1節	第2 災害対策本部等の設置	気象庁予報部へホットライン ⇒ 気象庁 大気海洋部 へホットライン に修正。(気象庁の組織改編による)	東京管区気象台	ご意見のとおり修正します。
第4章(風水害)	第2節	第2 災害に関する予警報及び観測情報等の収集	■特別警報の発表基準(2020年(令和2年)10月1日現在) ⇒ ■ 気象等の 特別警報の発表基準(202X年(令和X年)X月X日現在) (気象庁HPより https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html)	東京管区気象台	ご意見のとおり、修正します。 修正後: ■気象等の特別警報の発表基準(2023年(令和5年)10月1日現在)
第4章(風水害)	第9節	第2 土砂災害に関する情報の収集・伝達	土砂災害警戒情報・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)等が発表された場合 ⇒ 土砂災害警戒情報が 発表 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で 紫が出現した 等の場合 (土砂キキクルはいかなる場合も発表されており、該当箇所の主旨に照らして修正)	東京管区気象台	ご意見のとおり修正します。
第2章(予防)	第7節	第1 避難広場・避難施設の指定・整備	男女のニーズの違い等、 男女双方など 多様な性の在り方の視点による配慮 ⇒男女のニーズの違い や 、多様な性の在り方の視点にも とづく 配慮	和光大学 (学識経験者)	他からも同様な意見がございました。下記のとおり修正します。 修正後: 男女、性的マイノリティのニーズの違い等、多様な性の在り方への視点にも とづく 配慮